

愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター催事室の運営について

平素は、愛知芸術文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。
平成26年4月1日から、愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター催事室の運営が、大幅に変わります。

主な変更点は、下記のとおりですので、ご承知ください。

記

① 指定管理者制度の導入

愛知芸術文化センターの管理運営に指定管理者制度が導入され、公益財団法人愛知県文化振興事業団が愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター催事室の管理運営を行います。

② 使用料還付制度の導入・使用料の納付期限の変更

施設使用料に還付制度（いわゆるキャンセル料）が導入されることに伴い、使用料の納付期限が変更となります。

なお、この制度は、平成26年4月1日以降の指定管理者の利用許可から適用となり、平成26年3月31日までに愛知県が利用許可したものは、現行制度（納期は利用日の前日、原則還付なし）の適用となります。

還付制度について

施設名	取消日	還付率
愛知県芸術劇場 (大ホール、コンサートホール、小ホール、リハーサル室)	利用日の6月前の前日まで	100%
	利用日の6月前から3月前まで	50%
	利用日の3月前の翌日から1月前まで	30%
	利用日の1月前の翌日から当日まで	0%
催事室(アトスペース)	利用日の3月前の前日まで	100%
	利用日の3月前から1月前まで	50%
	利用日の1月前の翌日から2週間前まで	30%
	利用日の2週間前の翌日から当日まで	0%

※ 県知事許可の内容を平成26年4月1日以降に変更を希望する場合の取扱い

使用料納付前：県知事許可を取り消し、新たに指定管理者が許可します。
(還付制度及び新料金が適用されます。)

使用料納付後：規模拡大に係る部分について、指定管理者が許可します。
(規模縮小されても、従前と同様、使用料の差額は還付しません。)

③ 芸術劇場の早仕込み

芸術劇場の利用時間区分「時間外」として、現行の「午後10時以後」に加え、「午前9時以前」を追加し、公演当日の早仕込みが可能となります。

④ 消費税増税に伴う使用料の改定

平成26年4月からの消費税の税率引上げに伴い、使用料の改定が予定されています。改定後の料金は、平成26年4月1日以降の指定管理者の利用許可分から適用されます。

なお、平成26年3月31日までに愛知県が利用許可したものは、現行の使用料の適用となります。

問い合わせ先：文化情報センター劇場運営グループ

電話052-971-5511（内線522）

指定管理者制度導入に伴う平成26年4月以降の 利用料金の支払期限等について

愛知芸術文化センターの管理運営に指定管理者制度が導入され、平成26年4月1日から公益財団法人愛知県文化振興事業団が、愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター一催事室の管理運営を行います。

平成25年3月に愛知芸術文化センターの施設利用に係る条例改正があり、その施行日が指定管理者制度導入と同日となるため、その改正内容も含め、平成26年4月1日以降は、下記のとおり取扱いが変わります。

<変更となるポイント>

- 「使用料」が「利用料金」という呼び方になります。
- 利用料金の請求は、事業団が発行する「請求書」で行います。
(現行:「銀行払い」の場合、愛知県が「納入通知書」を発行)
- 利用料金を振込払いする際に掛かる「手数料」が、利用者の負担となります。
- 愛知県の使用料還付制度(いわゆるキャンセル料)の導入に伴い、施設利用料金の支払期限が「利用の前日までの納付」から、変更となります。

上記の変更は、平成26年4月1日以降に指定管理者により許可したものに適用されます。それ以前に、愛知県知事に許可されたものについての取扱いは従前と変わりません。

利用料金の支払期限の変更について

<考え方>

- 利用申込受付期間は、現行のままです。
- 利用の取消をした場合、利用料金が100%還付できる日を基準に設定しました。
- 請求を行ってから15日間以上の支払期限を確保できるよう設定しました。

<愛知県芸術劇場>

(1) 利用日から起算して許可日までの期間が**6月と15日以上の場合**

- ① **支払期限** (現行:一律、利用日の前日が期限)
利用日から起算して6月前の前日

- ② 請求書発行日（現行：利用日の1月前を目途に納入通知書を発行）
 - 許可日から起算して利用日までの期間が7月以上の場合
利用日から起算して7月前
 - 許可日から起算して利用日までの期間が6月と15日以上7月未満の場合
許可書と請求書を同時発行

（2）利用日から起算して許可日までの期間が**15日以上6月と15日未満の場合**

- ① **支払期限**
請求書発行日から起算して15日以内
- ② 請求書発行日
許可書と請求書を同時発行

（3）利用日から起算して許可日までの期間が**15日未満の場合**

- ① **支払期限**
利用申込と同時に支払
- ② 請求書発行日
許可書と請求書を同時発行

＜アートスペース＞

（1）利用日から起算して許可日までの期間が**3月と15日以上の場合**

- ① **支払期限**（現行：一律、利用日の前日が期限）
利用日から起算して3月前の前日
- ② 請求書発行日（現行：利用日の1月前を目途に納入通知書を発行）
 - 許可日から起算して利用日までの期間が4月以上の場合
利用日から起算して4月前
 - 許可日から起算して利用日までの期間が3月と15日以上4月未満の場合
許可書と請求書を同時発行

（2）利用日から起算して許可日までの期間が**15日以上3月と15日未満の場合**

- ① **支払期限**
請求書発行日から起算して15日以内
- ② 請求書発行日
許可書と請求書を同時発行

（3）利用日から起算して許可日までの期間が**15日未満の場合**

- ① **支払期限**
利用申込みと同時に支払
- ② 請求書発行日
許可書と請求書を同時発行

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先：（公財）愛知県文化振興事業団事業課 電話 052-971-5609